

京情個審答申第16号
令和5年2月28日

京都府公安委員会
委員長 森田 雅之 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会長 山本克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和2年12月14日付け公委第1285号で諮問のあった事案について、次のとおり
答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和2年3月12日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府警察本部長（この答申において「処分庁」という。）に対し、「平成〇年〇月〇日に、京都府警察〇警察署の署員が、京都府〇市〇ホテル〇に臨場し、受領した（遺失物法上の）物件（〇製CCDカメラ）について、その受領から所有者に返還されるまでの、一切の手続きに関する文書」（以下「請求対象文書」という。）を内容とする公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- 2 令和2年3月17日、処分庁は、本件請求に対して、本件請求に係る公文書は保有していないとして公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 令和2年3月19日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として京都府公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和2年12月14日、諮問庁は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。
- 5 令和3年12月7日、諮問庁は、京都府情報公開・個人情報保護審議会条例（令和元年京都府条例第63号）第8条第4項の規定により、審議会から求められ、令和3年11月25日に行った審査請求人の口頭意見陳述の記録を審議会に提出した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、反論書、反論書(2)、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 遺失物等の拾得者は、遺失物法（平成18年法律第73号）によって拾得物件を所有者に返還し、又は警察署長に提出する義務を負うものであり、本件審査請求に係る事案における物件の拾得者は、京都府警察〇警察署員に当該物件を提出しているから遺失物法上の公文書があるはずである。
- 2 請求対象文書は「拾得された物件の受領から所有者へ返還されるまでの一切の手続に関する文書」であり遺失物法による手続に限定したものではないのであるが、処分庁は、遺失拾得管理システム（以下「システム」という。）の検索のみを以て不存在と結論付けており、請求対象文書の存在の有無を確認していないのであるから、不存在という理由で不開示とした処分は不当である。

第5 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明によると、処分庁が本件審査請求において主張している内容は、概ね次のとおりである。

- 1 本件請求は、明らかに遺失物法上の取扱いに限定した請求であり、本件請求に対しては、十分な文書検索の上、検討、決定されたものである。
なお、審査請求人は、反論書において「審査請求人が開示請求した文書は「拾得された物件の受領から所有者へ返還されるまでの一切の手続きに関する文書」であり遺失物法による手続きに限定したものではない」と主張するが、審査請求人は、処分庁に提出した公文書公開請求書において、文書の特定のためにあえて「（遺失物法上の）」という記載をしており、処分庁は請求人の請求意図を正しく把握した上で文書の検索にあたっている。
- 2 拾得者又は施設占有者から拾得物件の提出を受理したときは、受理番号を指定し、拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成しなければならないが、受理番号については、京都府警察が取り扱う全ての拾得物件を一元的に管理するために、拾得物件の受理時にシステムに必要事項を登録することにより自動的に付与されることとなっており、システムに登録せずに拾得物件を取り扱うことはあり得ない。また、遺失者からの届出の受理時についても、拾得物件預り書こそ作成しないものの、システムにより受理番号を付与することについては変わりなく、一元管理がなされている。
以上のことから、請求対象文書の検索方法としては、システムへの登録状況を確認することで、その存否が明らかとなるものである。
- 3 システムへの登録状況の確認の結果、本件請求に該当する日時場所及び物件に係る登録が存在しなかったため、遺失物法上の取扱いそのものがなかったものと判断し、公文書非公開決定処分（不存在等）に至ったものである。
- 4 なお、拾得物件を受理した場合の取り扱いについては、個々の事案に応じ、遺失物法及びその関係規程により対応することもあれば、遺失物法を適用した上で刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の手続に切り替わる場合、あるいは

は、同法のみに基づいて処理することもある。同法に基づく処理に関して作成された公文書は、訴訟に関する書類として作成されるものであり、条例第29条の規定により公文書公開請求の対象とはならないところ、審査請求人は、反論書及び反論書(2)において、本件請求は、審査請求人自らが被疑者として取調べを受けた事件に係る物件に関するものであることを明らかにしているが、審査請求人が提出した公文書公開請求書においてはそのような事情は明らかにされていないこと、及び同請求書に「遺失物法上の」という一文が加えられていることから、遺失物法適用の有無に焦点を当てて請求したものと理解したものである。

第6 審議会の判断理由

1 請求対象文書について

審査請求人は、「平成〇年〇月〇日に、京都府警察〇警察署の署員が、京都府〇市〇ホテル〇に臨場し、受領した（遺失物法上の）物件（〇製CCDカメラ）について、その受領から所有者に返還されるまでの、一切の手続きに関する文書」の公開を求めている。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

(1) 審査請求人は、公開を求めている公文書は、「拾得された物件の受領から所有者へ返還されるまでの一切の手続きに関する文書」であり、遺失物法による手続に限定したものではないにもかかわらず、処分庁はシステムの検索のみをもって不存在と結論付けており、対象となる文書の存在の有無を確認していないのであるから、不存在という理由で不開示とした処分は不当である旨主張している。

(2) 処分庁は、拾得物件を受領した場合の取り扱いについて、個々の事案に応じ、遺失物法及びその関係規程により対応することであれば、遺失物法を適用した上で刑事訴訟法の手続に切り替わる場合、あるいは、同法のみに基づいて処理することもあるとしている。

審査請求人が提出した公文書公開請求書に「（遺失物法上の）」という文言が記載されていること、加えて、拾得物件が刑事訴訟法に基づいて処理された場合、当該処理に係る文書は、訴訟に関する書類に該当するところ、条例第29条において訴訟に関する書類については条例の規定は適用しないこととされていることからすると、遺失物法及びその関係規程が適用された物件に関する文書が本件請求の対象文書であるとした処分庁の判断は、妥当である。

その上で、処分庁において、システムの登録状況を確認した結果、本件請求に該当する日時、場所及び物件に係る登録が存在しなかったため、遺失物法上の取扱いそのものがなかったものと判断し、本件処分に至ったことについて、諮問庁の説明に不合理な点はなく、また、諮問庁の説明を覆す特段の事情も認められない。

- (3) したがって、請求対象文書については、不存在であると考えることが相当である。
- (4) 審査請求人のその他の主張は、審議会の上記判断を左右するものではない。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年12月14日	諮問書の受理
令和3年 7月29日	第1回審議会
令和3年10月11日	第2回審議会
令和4年 3月16日	第3回審議会
令和5年 2月 8日	第4回審議会
令和5年 2月28日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長）	山 本 克 己
委員	野 崎 治 子（第3回審議会まで）
委員	奥 野 美奈子（第4回審議会から）
委員	原 田 大 樹
委員	宮 本 恵 伸
委員	山 舗 恵 子